

令和 4 年度 第 1 回市政モニターアンケート

(テーマ)

1. 自転車利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」）について
2. 消費生活について
3. 生物多様性について
4. 本市が実施するところの健康に関する活動について（自殺対策、依存症対策）
5. 文化芸術について
6. 広聴活動について

＜趣旨・目的＞

1. 自転車利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」）について

（担当課：建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課、自転車環境整備課、自転車対策事務所）

本市では平成 26 年 10 月に「堺市自転車のまちづくり推進条例」を施行し、また、令和元年 8 月には、「堺市自転車利用環境計画（追補版）-重点アクションプラン-」を策定し、自転車を安全に安心、そして楽しく利用できる環境づくりを進めています。

また、「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン 50km」に基づき、自転車通行環境整備に取り組み、さらに駅前を中心に放置自転車対策や駐輪場の利用環境の向上にも努めています。

今回のアンケートは、自転車に関わる施策のうち、現在重点的に取り組んでいる「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」のそれぞれ施策について、効果検証をするとともに、今後における施策展開の参考とするために実施するものです。

なお、設問については過去と同様のものがありますが、経年変化を確認しておりますのでご了承願います。

2. 消費生活について（担当課：市民人権局 市民生活部 消費生活センター）

インターネットの普及や高齢社会の進展に伴い、商品・サービスの購入・契約など消費生活に関するトラブルは多様化・複雑化しています。

本市では、消費者を取り巻く環境が日々変化する中、安全・安心な消費生活の実現をめざし、消費生活相談による被害救済をはじめ、消費者被害を未然に防止するための情報提供や啓発活動、そして自主的かつ合理的に行動できる自立した消費者を育成するための消費者教育の支援などを行っています。

本アンケートは、皆様の消費生活に関する意識などをお尋ねし、消費者行政の課題を明らかにすることで、今後の消費者施策を検討する際の参考とするために実施するものです。

なお、設問については過去と同様のものがありますが、経年変化を確認しておりますのでご了承願います。

3. 生物多様性について（担当課：環境局 環境保全部 環境共生課）

本市では、平成 25 年度に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「生物多様性・堺戦略」を策定し、多様な主体との協働により生物多様性の保全に係る各種取組を進めています。今年度は、計画期間である 10 年を迎えることから、本戦略の改定を予定しています。

このアンケートは、生物多様性に対する認知度、自然環境の保全や自然とのかかわり方に関する意識を調査し、生物多様性地域戦略の改定に活用していきたいと考えています。

4. 本市が実施するこころの健康に関する活動について（自殺対策、依存症対策）

（担当課：健康福祉局 健康部 精神保健課）

本市では、平成 21 年に自殺対策推進計画を、令和 4 年には依存症地域支援計画を策定して、それぞれ自殺対策及び依存症対策に取り組んでいます。各対策を推進するには、市民のニーズや理解度、認知度等を把握し、その都度評価し、対策に反映させていく必要があります。

今回のアンケートは、市民のこころの健康に関する状況や認知度を明らかにし、自殺対策及び依存症対策の施策への評価と、より効果的に対策を実施するための基礎資料とするために実施するものです。

5. 文化芸術について（担当課：文化観光局 文化部 文化課）

今回のアンケートは、本市における文化芸術振興について市民の皆様のご意見をお伺いすることで、令和 3 年 2 月に策定した「第 2 期堺文化芸術推進計画」の目標の達成度等を把握し、同計画の検証・評価に活用するものです。

なお、設問については過去と同様のものがありますが、経年変化を確認しておりますのでご了承ください。

6. 広聴活動について（担当課：市長公室 広報戦略部 市政情報課）

本市では、市民ニーズを的確に把握し、市民の声を市政に反映させて、市民と市との信頼関係を構築することや市民の市政参加を促し、協働社会の実現をめざすため、さまざまな広聴活動に取り組んでいます。現在、「市政への提案箱」「市政モニター」「パブリックコメント制度」などの広聴活動を行い、広く市民と行政をつなぐ活動を行っております。

今回のアンケートは、本市の広聴活動についての皆様の意識や意見を調査し、今後の広聴活動の充実に活用していきたいと考えております。

つきましては、上記 6 件について、調査の趣旨・目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 自転車の利用環境（「利用促進」「安全利用」「通行環境」「駐輪環境」）について

（1）自転車「利用促進」について

◀自転車の保有台数▶

問 1 自転車を持っていますか。

【選択は 1 つ】

1	個人で利用する自転車を 1 台持っている	⇒問 2 へ
2	個人で利用する自転車を複数台持っている	
3	個人では持っておらず、家族などで共用している	
4	持っていないが、レンタサイクルなどを利用している	
5	持っていない	⇒問 4 へ

◀自転車の利用頻度▶

問 2 問 1 で「1 個人で利用する自転車を 1 台持っている」「2 個人で利用する自転車を複数台持っている」「3 個人では持っておらず、家族などで共用している」「4 持っていないが、レンタサイクルなどを利用している」と回答された方に伺います。

あなたはどれくらいの頻度で自転車を利用しますか。

【選択は 1 つ】

1	ほぼ毎日（週に 5 日程度及びそれ以上）	⇒問 3 へ
2	週に 2～3 日程度	
3	月に数回	
4	年に数回（ほとんど利用しない）	
5	利用しない	⇒問 4 へ

◀自転車の利用方法▶

問 3 問 2 で「1 ほぼ毎日（週に 5 日程度及びそれ以上）」「2 週に 2～3 日程度」「3 月に数回」「4 年に数回（ほとんど利用しない）」と回答された方に伺います。

自転車をどのように利用していますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	日常利用（買い物など）
2	通勤・通学（公共交通機関との併用も含む）
3	サイクリング・観光など（運動など健康増進を目的とした利用も含む）
4	その他（具体的に：_____）

○堺市シェアサイクル実証実験について

現在、市内 93 カ所に自転車の貸出・返却拠点となるポートを設置し、共用自転車（全電動アシスト付）を 435 台導入し、運用をしています。

主なポート設置エリアは、堺市全域で駅前の駐輪場や市施設などにポートを設置しています。

どのポートでも貸出・返却可能で、通勤通学や買い物などの日常利用、また観光やビジネス利用など幅広くご利用いただけます。利用するには、スマートフォンが必要で、専用アプリをダウンロードし、アカウント登録が必要となります。

料金体系：30 分 130 円～（12 時間最大 1,800 円）



詳しくは、HELLO CYCLING（アプリ）
をご覧ください。

«堺市シェアサイクル実証実験の認知度と利用実績»

問 4 「堺市シェアサイクル実証実験」を知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	知っているし、利用したことがある	⇒問 6 へ
2	知っているが、利用したことがない	⇒問 5 へ
3	知らないし、利用したことがない	

«堺市シェアサイクル実証実験の利用希望»

問 5 問 4 で「2 知っているが、利用したことがない」「3 知らないし、利用したことがない」と回答された方に伺います。

今後利用したいと思いますか。

【選択は 1 つ】

1	関心があり、利用したいと思う
2	関心はあるが、利用したいと思わない
3	利用したいが、身近に利用できる場所にポートがない
4	関心がないし、利用したいとも思わない
5	わからない
6	その他（具体的に： _____）

«シェアサイクルの利便性向上»

問 6 現在、シェアサイクルポートを拡充しています。今後、どのような場所に設置されていると利用しやすい、または利用してみたいと感じますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	公共施設
2	商業施設・コンビニなど民間施設
3	駅前（駐輪場内を含む）
4	住宅地周辺
5	その他（具体的に： _____）

(2)「安全利用」について

問 7 普段から自転車を利用されていますか。

【選択は 1 つ】

1	利用している	⇒問 8 へ
2	利用しない	⇒問 11 へ

«ヘルメットの着用状況»

問 8 問 7 で「1 利用している」と回答された方に伺います。日頃、自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。

【選択は 1 つ】

1	必ず着用している
2	大体着用している
3	あまり着用していない
4	全く着用していない

«自転車保険の加入状況»

問 9 問 7 で「1 利用している」と回答された方に伺います。自転車を利用中に加害事故を起こした場合の被害者への賠償に備えた保険（いわゆる自転車保険または個人賠償責任保険など）に加入していますか。

※平成 28 年 7 月より大阪府内で自転車を利用する場合、保険への加入が義務化されました。

【選択は 1 つ】

1	加入している
2	加入していない
3	わからない

「自転車歩道通行可の標識走行」

問 10 問 7 で「1 利用している」と回答された方に伺います。車の仲間である自転車が歩道を通行することが出来るのは、「自転車歩道通行可」の標識がある場所だけです。あなたは普段、この標識があることを意識して通行していますか。

※但し、13 歳未満の方や 70 歳以上の方、または身体の不自由な方が
自転車を運転するときは例外的に通行できます。また工事などで車道走行できない場合なども通行できます。



【選択は 1 つ】

1	主に標識を意識して走っている。標識のない歩道では車道の左側を通行している
2	標識の有る無しに関係なく車道を通行している
3	標識の有る無しに関係なく歩道を通行している
4	標識を意識して通行していない
5	交差点に標識がないときは歩道を通行して良いかわからない
6	その他（具体的に： _____）

「自転車のあおり運転」

問 11 令和 2 年 6 月 30 日に道路交通法が改正され、自転車にも「妨害運転」（「あおり運転」）として、罰せられるようになりました。次のような行為が自転車の「あおり運転」に当たります。

- ・逆走して進路をふさぐ ・急に割り込む（進路変更） ・幅寄せ ・不必要な急ブレーキ
- ・車間距離の不保持 ・執拗にベルを鳴らす

このことを知っていましたか。

【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らなかった

「ルール・マナーの順守について」

問 12 日常生活において、街中で見て感じる自転車の交通ルール・マナーについて伺います。

自転車乗車中の交通ルール・マナーが守られていると思いますか。

【選択は 1 つ】

1	守られている	⇒問 14 へ
2	時々守られていない（2 割程度の人が守っていない）	⇒問 13 へ
3	守っている人とそうでない人は半々程度である	
4	あまり守られていない（8 割程度の人が守っていない）	
5	わからない	⇒問 14 へ

「ルール・マナーの順守できていない項目について」

問 13 問 12 で「2 時々守られていない（2 割程度の人が守っていない）」「3 守っている人とそうでない人は半々程度である」「4 あまり守られていない（8 割程度の人が守っていない）」と回答された方に伺います。

それは具体的にどのような交通ルール・マナーのことですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	一時停止しない
2	赤信号で停止していない
3	（歩道走行不可の場所での）歩道走行
4	逆走（右側通行）
5	ながら運転（スマホを見ながら、イヤフォンで音楽などを聴きながらの運転）
6	無灯火
7	飲酒運転
8	二人乗り（幼児用座席に乘せるなどの場合は除く）
9	並走
10	その他（具体的に： _____）

「安全教育や啓発事業の必要性について」

問 14 自転車のルール・マナーを順守してもらうためには、どのような安全教育や啓発などが必要だと考えますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	幼少児（未就学児や小学生など）への重点的な安全教育
2	高齢者への重点的なルール・マナーの啓発や安全教育
3	生涯を通じた安全教育
4	交通安全運動などでのルール・マナーの啓発
5	条例などにおける罰則
6	警察などと連携した道路上での指導
7	その他（具体的に： _____）

（3）自転車「通行環境」について

○自転車通行環境の主な整備方法

本市では、主に、歩行者・自転車・自動車を構造的に分離した『自転車道』、車道の左端を青く着色することで自転車・自動車を視覚的に分離した『自転車レーン』、歩道の車道寄りを青く着色することで歩行者と自転車を視覚的に分離した『歩道の視覚分離』の 3 つの手法を用いて整備しています。ほかにも④の自転車ピクト手法の整備方法も検討しています。

整備方法	①自転車道	②自転車レーン	③歩道の視覚分離	④自転車ピクト※
イメージ図				
整備コスト	大	小	小	小
歩行者目線	安全	安全	接触のおそれ有	接触のおそれ有
自転車の通行ルール	交互通行 または一方通行	一方通行	交互通行 歩行者優先(徐行)	一方通行
備考	右の標識がある場合は一方通行 	車道内の自動車と自転車の混在整備	自転車が通行できる歩道(右の標識がある歩道)のみ通行可 	生活道路における自転車の左側通行を促進する 路面表示整備

※ピクト（ピクトグラム）とは、自転車の絵記号などの路面表示

「自転車の通行位置」

問 15 あなたは、自転車で主にどこを通行していますか。

【選択は 1 つ】

1	どちらかというと「車道」（自転車道や自転車レーンを含む）	⇒問 16 へ
2	どちらかというと「歩道」（白線やガードレールなどで車道と分かれているところ）	
3	自転車を利用しない	⇒問 18 へ

«自転車通行におけるルール・マナー»

問 16 問 15 で「1 どちらかというと「車道」」「2 どちらかというと「歩道」」と回答された方に伺います。
自転車に乗るときのルールとして次の 2 つのルールを知っていますか。

- A. 自転車は、車道の左側を通行（左側通行）する。
B. 自転車は、原則車道通行だが、「自転車歩道通行可」【図参照】の標識のある歩道を通行する際は、
車道寄りを徐行しなければならない。また、歩行者優先のため、その通行を妨げることになる場合は、一
旦停止をしなければならない。

【選択は 1 つ】

1	両方知っている	自転車歩道通行可 
2	A のみ知っている	
3	B のみ知っている	
4	両方知らない	

«自転車レーンの通行頻度»

問 17 問 15 で「1 どちらかというと「車道」」「2 どちらかというと「歩道」」と回答された方に伺います。
本市では車道に青色サインを施した自転車レーンの整備を推進しています。あなたは、整備された自転車レ
ーンを通行するようになりましたか。

【選択は 1 つ】

1	自転車レーンを通行している
2	歩道を通行している
3	歩道を通行していたが、自転車レーンを通行するようになった
4	歩道と自転車レーンのどちらも通行している
5	自転車レーンが整備された道を通行する機会がない

«生活道路における自転車通行環境整備について»

問 18 市内の生活道路では、自転車の逆走や夜間の無灯火などが多いことから、左側通行などの走行マナーの向
上を図ることで事故防止につながると考えております。
あなたは、生活道路において自転車の左側通行を促進する路面表示(図上の④自転車ピクト)により、自
転車通行環境を整備することについてどうお考えですか。

【選択は 1 つ】

1	整備されていたら従いやすい
2	整備しても意識は変わらない
3	道路の幅員が十分でないので整備すべきでない
4	その他（具体的に： _____）
5	わからない

«自転車通行環境整備の推進について»

問 19 あなたは、今後も自転車道や自転車レーンなどの自転車通行環境の整備をすることについてどうお考えで
すか。

【選択は 1 つ】

1	推進すべきである
2	どちらともいえない
3	推進すべきでない
4	わからない

(4) 「駐輪環境」について

《駅前放置自転車台数について》

問 20 あなたが普段よく利用する（目にする）駅前歩道及び車道について、放置自転車が何台あるイメージをお持ちですか。

選択肢 4 を選択した場合は、具体的な場所をお書きください。

【選択は 1 つ】

1	1 台もない
2	多くはないが、数台（１～５ 台）はいつもある
3	道を歩くことができるが、いつも多い（10 台以上）
4	道を歩くことができないほど多い（具体的な場所： ）

《駅前放置自転車状況時間帯について》

問 21 堺市内の各駅前歩道及び車道について、特に放置自転車が多い時間帯はいつだと思いますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	放置されていない
2	平日の朝～昼
3	平日の夕方～夜
4	休日の朝～昼
5	休日の夕方～夜
6	いつも放置されている

《駅前駐輪場について》

問 22 堺市内の各駅前について、駐輪場は充足していると感じますか。

選択肢 2 を選択した場合は、具体的な駅名などをお書きください。

【選択は 1 つ】

1	充足している
2	充足していない（具体的な駅名： ）

《駐輪場のサービスについて》

問 23 本市の駐輪場に希望するサービスはありますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	利用料金などのキャッシュレス化
2	定期申請のオンライン化
3	駐輪場の無人化（機械化）
4	短時間（1～2 時間程度）無料駐輪場の設置
5	駐輪中での有償の修繕や点検・パンク修理などの修繕サービス
6	その他（具体的に： ）

«本市の自転車施策に対する満足度及び自由意見など»

問 24 本市での自転車の利用環境、安全利用、自転車の通行環境及び駐輪環境などについて、以下の項目に対する満足度をお答えください。また、ご意見がございましたらご自由にお書きください。

【各項目】

① 利用促進

⇒シェアサイクルなどの貸自転車が使いやすい環境やマイ自転車（※個人などで所有している自転車）においても通勤、通学や観光利用など手軽に楽しく自転車を利用できる環境ですか。

② 安全利用

⇒信号を守り、左側通行するなど自転車の交通ルール・マナーが順守されている状況ですか。

③ 通行環境

⇒あなたがお住まいの地域の道路は、自転車で走りやすい状況ですか。

④ 駐輪環境

⇒通勤通学時などで利用する駅前駐輪場は停めたいときに止められるなど使いやすい状況ですか。

【選択肢は各項目 1 つ：自由記述】

	満足している	おおむね 満足している	どちらとも いえない	あまり 満足していない	不満がある
① 利用促進	1	2	3	4	5
② 安全利用	1	2	3	4	5
③ 通行環境	1	2	3	4	5
④ 駐輪環境	1	2	3	4	5

【満足度の各項目や、その他本市の自転車施策に対するご意見など自由記述】

2. 消費生活について

(1) 消費生活センターについて

«認知度について»

問 25 消費生活センターでは、商品・サービスの契約トラブルなどに関する消費者からの相談や、消費者トラブルを未然に防ぐための情報提供などを行っています。

消費生活センターの名前やこのような役割について知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	名前も役割も知っている	⇒問 26 へ
2	名前は知っているが、役割までは知らない	
3	名前も役割も知らない	⇒問 27 へ

«消費生活センターを知った媒体などについて»

問 26 問 25 で「1 名前も役割も知っている」「2 名前は知っているが、役割までは知らない」と回答された方に伺います。消費生活センターをどのようにして知りましたか。

【複数選択可：いくつでも】

1	広報さかい
2	堺市立消費生活センターが発行する資料（パンフレット・チラシなど）
3	市ホームページ
4	SNS（堺市立消費生活センター公式 Twitter）
5	インターネット情報（選択肢 3,4 を除く）
6	テレビ・ラジオ
7	新聞・雑誌
8	家族・友人・知人
9	その他（具体的に： _____）

(2) 定期購入型インターネット通販について

«購入経験について»

問 27 「定期購入」※型インターネット通販について、どのような商品を購入したことがありますか。

※「定期購入」とは、消耗品をはじめとした頻繁に使用する商品などについて、毎月・隔週などの一定の周期で継続的に購入する販売形態やサービスのことをいいます。

【複数選択可：いくつでも】

1	サプリメント、健康食品
2	化粧品・美容品
3	一般食料品
4	日用品（食器、タオル、洗剤など）
5	ファッション関連用品（衣類、バッグ、靴、アクセサリなど）
6	その他（具体的に： _____）
7	購入・利用したことはない

「トラブルを防ぐために必要なことについて」

問 28 近年、健康食品や化粧品などのインターネット通信販売で、「初回のみお試し無料」などと記載された広告を見て契約したところ、実は複数回購入することが前提の定期購入であることがわかり、高額な支払いを求められたというトラブルが増加しています。

このような定期購入型インターネット通販におけるトラブルを未然に防ぐため、消費者が行う必要があると考え
 ることはどれですか。 **【複数選択可：いくつでも】**

1	「初回無料」など、消費者に有利な条件の広告を見て商品を購入しようとする際には、画面上の表示内容を注意深く確認する
2	購入する前に、解約や返品条件、事業者への連絡手段を確認する
3	購入する前に、事業者の情報をインターネットで検索するなど、評判や評価を確認する
4	購入する前に、申込画面などに記載されている表示内容を撮影するなどし、記録する
5	解約や返品をする際に備えて、事業者と連絡した場合にはすべて記録を残しておく
6	「無料」「お試し」など、一見お得に見える広告が掲載されているサイトでは契約しない
7	消費生活センターなど行政機関が発信する情報を日頃から収集しておく
8	その他（具体的に： _____ ）
9	特に必要なことはない

（3）消費生活に関する意識などについて

「商品やサービスを選択する際の心構えについて」

問 29 消費者として、普段の生活で以下の行動をどの程度心がけていますか。 **【各項目：選択は1つ】**

設問	選択肢	選択肢			
		とても 心がけている	ある程度 心がけている	あまり 心がけて いない	まったく 心がけて いない
①	商品やサービスを選ぶ時は本当に必要か考える	1	2	3	4
②	表示や説明を十分確認し、その内容を理解したうえで商品やサービスを選択する	1	2	3	4
③	トラブルに備えて、対処方法をあらかじめ準備・確認しておく	1	2	3	4
④	商品・サービスについて問題があれば事業者に伝える	1	2	3	4
⑤	価格やデザインだけでなく、人や環境に配慮した商品やサービスを選択する	1	2	3	4
⑥	ライフステージや経済状況の変化など、将来を見通した生活設計を考える	1	2	3	4
⑦	個人情報の管理について気を付ける	1	2	3	4

「消費者ホットライン（188）」について

問 30 「消費者ホットライン（188）」※を知っていますか。

※「消費者ホットライン（188）」とは、消費生活におけるトラブルや困ったことについて相談したいときに、最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の電話番号です。【選択は 1 つ】

1	内容まで知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	知らない

「クーリング・オフ制度」について

問 31 「クーリング・オフ制度」※を知っていますか。

※「クーリング・オフ制度」とは、訪問販売・電話勧誘販売など法律で決められた取引について、一定の期間内（訪問販売・電話勧誘販売の場合は契約書面を受け取った日から 8 日以内）は、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。ただし、通信販売や自らの意思で店舗に出向いての契約などは、原則、クーリング・オフの対象となりません。【選択は 1 つ】

1	内容まで知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	知らない

「エシカル消費」について

問 32 「エシカル消費」※を知っていますか。

※「エシカル消費」とは、環境に良いものやサービスを選択したり、適正な価格のものやサービスを選択したりといった、地域の活性化や雇用なども含む、環境や人、社会に配慮した消費行動のことを表します。【選択は 1 つ】

1	内容まで知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	知らない

「成年年齢の引下げ」について

問 33 令和 4 年 4 月 1 日に改正民法が施行され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。これについて心配なことはありますか。【複数選択可：いくつでも】

1	悪質商法などに巻き込まれる可能性があること
2	未成年の時とは異なり、成人としての責任が生まれること
3	契約に関する知識が乏しいまま、契約を一人で行えるようになること
4	若年者の消費者被害が拡大すること
5	未成年者取消権（未成年者が親権者の承諾を得ずに行った契約を取り消すことができる民法上の権利）が適用されなくなること
6	その他（具体的に：_____）
7	特に心配なことはない

問 34 若年者が消費者被害に遭わないようにするためには、どのような対策が必要だと思いますか。

1	家庭での教育
2	小学校・中学校・高校での教育
3	専門学校・大学などでの教育
4	地域における消費者被害防止のための学習機会の充実
5	インターネットや SNS を活用した具体的な情報提供や注意喚起
6	若年者が相談しやすい相談手段の充実（オンラインでの相談など）
7	自立した消費者としての若年者本人の意識の向上
8	その他（具体的に：_____）
9	特に対策は必要ない

「利用しない理由について」

問 37 問 35 で「3 知っているが利用していない」「4 知らなかったし今後利用するつもりもない」と回答された方に伺います。訪問販売お断りシールを利用していない（するつもりがない）理由について、あてはまるものはどれですか。 **【複数選択可：いくつでも】**

1	自分で断れるので必要ない
2	事業者が訪問して来ないので必要ない
3	利用することで却って悪質事業者に狙われそうで怖い
4	借家なので無断で利用できない（利用してよいかわからない）
5	デザインなどが好みでないので貼りたくない
6	シールを持っていない、入手先がわからない
7	訪問を断るつもりがない
8	その他（具体的に： _____）

（5）計量について

「風袋の認知度について」

問 38 スーパーなどで買い物した時のパック商品のトレーやラップなどの包装、薬味、ワサビやタレなどの添え物のことを、「風袋（ふうたい）」といいます。

商品の内容量には、この風袋の重さは含まないことを知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らない

「家庭用計量器技術適合マークの認知度について」

問 39 商取引などで使用されるはかりだけでなく、家庭用の計量器についても正確性や耐久性が求められるため、省令で定める基準に適合するよう製造し、「家庭用計量器技術適合マーク」を付与して販売されることになっています。このことについて、知っていますか。

なお、家庭用のはかりは、商取引や証明行為のために用いることはできません。



【選択は 1 つ】

1	知っている
2	知らない

3. 生物多様性について

(1) 生物多様性について

«生物多様性の認知度»

問 40 生物多様性という言葉やその意味を知っていますか。

※生物多様性とは、たくさんの種類の生き物がにぎわい、つながりをもって生活していることです。

【選択は 1 つ】

1	言葉も意味も知っている
2	言葉を聞いたことがある
3	言葉も意味も知らない

«生態系サービスの認知度»

問 41 生物多様性によりもたらされる恵みのことを「生態系サービス」といい、命の源である水や空気の供給や衣食住など生活に必要な物の多くが、多種多様な動物や植物からもたらされていますが、このことについて認識していますか。

【選択は 1 つ】

1	認識している	⇒問 42 へ
2	たまに認識することはある	
3	あまり認識することはない	⇒問 44 へ
4	全く認識していない	

«認識している生態系サービスについて»

問 42 問 41 で「1 認識している」「2 たまに認識することはある」と回答された方に伺います。あなたの身の回りでのようなことに恩恵を感じますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	田んぼや畑などで採れる農産物、海や川で採れる魚介類などの自然から得られる食料、家や家具の材料となる木や竹などの資材
2	農作物の豊作を祈念する祭りや自然をテーマとした芸術などの文化への影響
3	植物による酸素の放出と二酸化炭素の吸収、微生物などのはたらきによる土壌の形成
4	豊かな森林による、水の浄化や津波、台風など災害被害の緩和
5	その他（具体的に：_____）
6	特になし

«生態系サービスの提供場所»

問 43 問 41 で「1 認識している」「2 たまに認識することはある」と回答された方に伺います。あなたの身の回りでのような場所が生態系サービスを提供していると感じますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	森林・草原
2	水田・畑地・果樹園などの農地
3	河川（河川敷を含む）・ため池
4	海洋・海浜
5	社寺・古墳
6	公園・街路樹
7	その他（具体的に：_____）

«生物多様性の危機に関する認識度»

問 44 現在、人間活動による影響が主な要因となって「生物多様性」が危機に瀕^{ひん}していますが、このことを知っていましたか。なお、日本でも、両生類の 5 割強、汽水・淡水魚類※の 4 割強、は虫類の 3 割強、哺乳類、維管束植物（木や草）の 2 割強、鳥類の 1 割の種に絶滅の恐れがあるとされています。 【選択は 1 つ】

1	よく知っていた
2	少しは知っていた
3	あまり知らなかった
4	全く知らなかった

※汽水域（河口など淡水と海水が混じり合う箇所）及び淡水に生息する魚類

«外来生物による影響に関する認識度»

問 45 外来生物の侵入は、生態系だけでなく、私たちの暮らしにも大きく影響を与えています。次の「外来生物が及ぼす影響」の内、知っているものを選んでください。 【各項目：選択は 1 つ】

	知っている	知らない
① 在来種の減少、在来種との交雑等による「生態系への影響」	1	2
② 伝染病の媒介などによる「人の生命・身体への影響」	1	2
③ 農作物被害の発生などによる「産業への影響」	1	2

（2）本市による生物多様性の保全に係る取組について

本市では、平成 25 年 3 月に策定した「生物多様性・堺戦略」に基づき、多様な主体との協働により各種取組を進めているところです。

その取組の一つとして、平成 28 年 3 月に生物多様性ウェブサイト「堺いきもの情報館」を開設し、市民等からの写真投稿による「いきものマップ」の作成や小学校の授業で活用できる教材（動画集等）の提供、令和 4 年 1 月には子ども向けページ「堺いきもの情報館 for Kids（きっず）」を開設し、生物多様性の認知度の向上と市民・団体の活動促進を行っています。

«生物多様性・堺戦略の認知度»

問 46 本市では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 25 年 3 月に「生物多様性・堺戦略」を策定しましたが、本戦略について知っていましたか。 【選択は 1 つ】

1	名前も内容も知っていた
2	名前は知っていたが、内容までは知らなかった
3	名前も内容も知らなかった

«本市による生物多様性の保全に関する取組の認知度について»

問 47 本市ではこの 10 年間、生物多様性・堺戦略に基づき様々な取組を進めてきました。これまで本市が実施してきた取組の中で知っているものはありますか。

【各項目：選択は1つ】

	名前だけでなく、内容も知っている	名前は知っているが、内容は知らない	知らない
① 堺いきもの情報館の開設・運営	1	2	3
② 堺いきもの情報館におけるいきもの発見報告の募集	1	2	3
③ 南部丘陵※における緑地保全活動	1	2	3
④ 堺自然ふれあいの森におけるイベントや講習会	1	2	3
⑤ 堺市レッドリスト、外来種アラートリストの更新	1	2	3
⑥ アライグマなど外来生物の駆除	1	2	3
⑦ 泉北ニュータウンにおける緑道や都市緑地の管理	1	2	3
⑧ 大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の推進	1	2	3

※南区鉢ヶ峯寺地区、同区別所地区等の樹林地、農地、ため池等の自然環境のこと

(3)「生物多様性」を保全するための取組について

«生物多様性保全取組の実施者»

問 48 「生物多様性」を保全する取組について、誰が取り組む必要があると思いますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	行政（国、府、市等）
2	市民
3	市民団体や NPO 等
4	民間企業
5	わからない

«自然環境等を考慮した実践取組»

問 49 自然環境や生き物のことを考えて、日頃から心がけていたり実践したりしていることはありますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	節電を心がけたり適切な冷暖房温度を設定する
2	旬の食材や地元産の農林水産物などの食べ物を選んで購入している
3	家庭菜園作り、ガーデニング、緑のカーテン作りなどの園芸をしている
4	食品ロスなど、無駄な消費をなくす
5	ごみの分別や低減に努めている
6	生物多様性の保全に配慮して生産・流通された商品を選んで購入している
7	動植物などの生き物を最後まで責任を持って世話をしている
8	自然や動植物などの生き物について家族や友人と話し合う
9	自然観察やエコツアー等に参加し、自然と積極的に触れ合う
10	自然の中へ出かけるときは、ごみ捨てなどのマナーを守っている
11	自然保護活動に参加したり、海辺や川、公園でのごみ拾いなどの美化活動に参加している
12	その他（具体的に：_____）
13	特に実践していることはない

「生物多様性保全活動への参加の有無」

問 50 植樹や自然観察会など、生物多様性の保全を推進するような活動に参加したことはありますか。

【選択は 1 つ】

1	参加したことがあり、今後も参加したい	⇒問 51 へ
2	参加したことはあるが、今後は参加する予定はない	
3	参加したことはないが、今後参加してみたい	
4	参加したことはなく、今後も参加する予定はない	⇒問 52 へ

「関心のある生物多様性保全活動」

問 51 問 50 で「1 参加したことがあり、今後も参加したい」「2 参加したことはあるが、今後は参加する予定はない」「3 参加したことはないが、今後参加してみたい」と回答した方に伺います。次の生物多様性保全活動についての関心や参加状況を教えてください。

【各項目：選択は 1 つ】

	取り組みたい	取り組んだことがあり、 今後も取り組みたい	取り組んだことはないが、 取り組んでみたい	取り組んだことはあるが、 今後は取り組みたくない	取り組んだことがなく、 今後も取り組みたくない
① 堺いきもの情報館の閲覧・ネットイベントへの参加	1	2	3	4	
② 堺いきもの情報館におけるいきもの発見報告	1	2	3	4	
③ 堺自然ふれあいの森におけるイベントや講習会等への参加	1	2	3	4	
④ 自然環境や生き物に関するイベントの企画	1	2	3	4	
⑤ 外来植物を駆除する活動	1	2	3	4	
⑥ 在来の植物を選びベランダや玄関先、庭へ植栽	1	2	3	4	
⑦ 生物多様性の保全に配慮して生産・流通された商品の購入	1	2	3	4	
①～⑦以外の活動について関心や参加状況がある場合、ご自由にお書きください					
その他（具体的に：					

「個人の環境活動に必要なもの」

問 52 個人が生物多様性の保全を推進するような活動に取り組むにあたって、必要なものは何だと思いますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	基礎的な知識を得る機会
2	スキルアップにつながる専門的な知識を得る機会
3	国・自治体の最新の情報
4	NPO などの活動団体の情報
5	他の活動団体などの情報交換の場
6	自身の活動を広報するための媒体
7	イベント等への出展の機会
8	その他（具体的に： _____）

「自然環境保全等に必要な市の取組に関する意見」

問 53 今後、本市の自然環境を保全したり、生き物と共生していくために、本市に特に、力を入れてほしい取組を選んでください。【複数選択可：3 つまで】

1	公園や街路樹の整備、保全地域等を拡大するなどして、直接緑を増やす事業を行うこと
2	市民や事業者に対して緑化や緑地保全に関する義務を課したり規制する施策を行うこと
3	緑化や緑地保全に関する機運の盛り上げや情報発信・コーディネート等を通じ、事業者や市民が活動しやすくする環境を作ること
4	自然環境や生き物に配慮している企業・商品・農作物・観光等を紹介すること
5	動植物の保護を主体的に進めること
6	自然環境保全活動を行っている NPO・市民活動を支援すること
7	自然環境や生き物の共生に関する普及啓発・環境学習を充実させること
8	自然生態系調査・研究を積極的に推進すること
9	その他（具体的に：_____）

（4）自然環境について

「自然を感じる場所」

問 54 普段、市内のどのような場所に「生き物の多様性」や「自然の豊かさ」を感じますか。【複数選択可：いくつでも】

1	南部丘陵※
2	海（大阪湾）
3	河川（大和川、石津川等）
4	ため池
5	古墳
6	寺・神社
7	農地（水田・畑等）
8	大仙公園や大泉緑地などの大規模公園
9	居住地の近隣にある地区公園
10	道路の緑（街路樹等）
11	その他（具体的に：_____）
12	特になし

※南区鉢ヶ峯寺地区、同区別所地区等の樹林地、農地、ため池等の自然環境のこと

「新型コロナウイルス感染症の拡大前後の自然環境に対する意識の変化」

問 55 新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて、自然環境に対してどのような意識の変化がありましたか。【複数選択可：いくつでも】

1	地域の身近な自然（公園、水辺等）や生き物（鳥、昆虫等）に興味を持つようになった
2	植物や農作物の栽培に興味を持つようになった
3	生き物に癒しを求め、ペットを飼うようになった
4	自宅でインターネット等を通じて、自然や生き物の動画や画像を楽しむようになった
5	密を避け、海・川・森等、自然環境のフィールドに出かける機会が増えた
6	その他（具体的に：_____）
7	特に変化はない

4. 本市が実施するところの健康に関する活動について (自殺対策、依存症対策)

自殺対策について

(1) 自殺問題に関する理解度について

問 56 あなたは以下の項目をご存じですか。

【各項目：選択は 1 つ】

	知っている	聞いたことがある	知らない
① 毎年 9 月 10 日～16 日は自殺予防週間であること	1	2	3
② 毎年 3 月は自殺対策強化月間であること	1	2	3
③ 自殺予防週間や自殺対策強化月間において、本市でパネル展示等の啓発事業を行っていること	1	2	3

問 57 自殺（自死）についてのあなたの考えに最も近いものをお答えください。

【各項目：選択は 1 つ】

	そう思う	そうは 思わない	わからない
① すべきではない	1	2	3
② 個人の問題であり、自由だ	1	2	3
③ なんの前触れもなく、突然に起きる	1	2	3
④ 死ぬことを口にする人は、本当は死のうとはしない	1	2	3
⑤ 防ぐことができる	1	2	3

(2) 自殺対策に関する相談窓口の認知度について

問 58 あなたは、次の相談機関を知っていますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	こころの健康センター（こころの健康専門相談）	⇒問 59 へ
2	保健センター（区役所でのこころの健康相談）	
3	おおさか精神科救急ダイヤル（休日・夜間電話相談）	
4	堺市地域産業保健センター（産業医のメンタルヘルス相談）	
5	関西いのちの電話（休日・夜間の電話相談）	
6	大阪自殺防止センター（電話相談）	
7	地域包括支援センター（高齢者総合相談）	
8	子ども相談所（子どもに関する相談）	
9	市役所労働相談	
10	区役所法律相談	
11	上記以外でも相談できるところを知っている（具体的に：	⇒問 60 へ
12	相談できるところを知らない	

問 59 問 58 で 1～11 と回答された方に伺います。あなたが相談機関を知ったきっかけについて、あてはまるものをお答えください。 **【複数選択可：いくつでも】**

1	広報紙（広報さかい等）
2	テレビ・ラジオ
3	新聞・雑誌
4	イベント・セミナー
5	パンフレット・ポスター・チラシ
6	ホームページ・インターネット
7	Twitter
8	Facebook
9	SNS（Twitter、Facebook 以外）
10	家族・友人・知人
11	職場
12	学校
13	その他（具体的に： _____）
14	覚えていない・わからない

（3）「相談機関一覧」の認知度について

問 60 本市が発行している「相談機関一覧」という冊子を知っていますか。 **【選択は 1 つ】**

1	知っている	⇒問 61 へ
2	知らない	⇒問 62 へ

問 61 問 60 で「1 知っている」と回答された方に伺います。「相談機関一覧」を活用して相談につながったことがありましたか。 **【選択は 1 つ】**

1	活用し、相談につながった
2	活用はしたが、相談につながらなかった
3	相談したいことがなかった
4	相談にためらいがあり、活用していない

（4）ゲートキーパーの認知度について

問 62 自殺対策における「ゲートキーパー」を知っていますか。

※「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「門番」の直訳になります。さまざまな問題に悩み自殺に考えが及んでしまう時、誰にも相談できず孤立したり、一人で悩んでいたりします。こんな時に、身近な人のちょっとした関わりがとても助けになります。

【選択は 1 つ】

1	知っている
2	聞いたことがある
3	知らない

問 63 今までに、周囲の人から「死にたい」と打ち明けられたことがありますか。 **【選択は 1 つ】**

1	ある
2	ない

問 64 もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、まずどのような対応をしますか。

【複数選択可：いくつでも】

1	「そんなことを考えるな」と説得する
2	話題を変える
3	「がんばって生きよう」と励ます
4	自らのいのちを絶たないことを約束してもらう
5	「なぜそのように考えるのか」と理由を尋ねる
6	ひたすら耳を傾けて聞く
7	医療機関や公的機関への相談を提案する
8	その他（具体的に：_____）
9	対応方法がわからない
10	相談にのらない

依存症対策について

（１）依存症に関する理解度について

問 65 依存症は、社会的に偏見や誤解があると言われています。あなたは、依存症に対し、どのようなイメージ（考え）をお持ちですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	暴力をふるったり、暴言を吐いたりして人に迷惑をかける
2	幻覚妄想（見たり聞こえたりするはずのないものが見えたり、聞こえたりする）がある
3	本人の意志が弱く、性格的に問題がある
4	仕事もせず（学校に行かず）、だらしない生活を送っている
5	借金を繰り返す、自己破産する等、お金のトラブルを抱えている
6	依存症と犯罪はつながりがある（依存症の人は罪を犯しやすい）
7	依存症は本人と家族の問題なので、自分たちで解決するべき
8	本人の強い意志や気合いがあれば依存症にならない
9	その他（具体的に：_____）
10	特にあてはまるイメージ（考え）がない
11	わからない

問 66 依存症について、次のうち知っているものをお答えください。

【複数選択可：いくつでも】

1	使用（行為）をコントロールできない精神疾患（脳の病気）である
2	性格や本人の意思に関係なく、誰もが依存症になる可能性がある
3	自分では気づかずに依存症になっている可能性がある
4	社会から孤立することで依存症が悪化したり、回復の妨げになったりする
5	完治は難しいが、やめ続ける（減らす）ことで回復することができる
6	本人にも家族にも周りからの支援が必要な病気である
7	本人も家族もひとりで悩まずに相談できる場所につながる必要がある
8	毎年 11 月 10 日～16 日はアルコール関連問題啓発週間である
9	毎年 5 月 14 日～20 日はギャンブル等依存症問題啓発週間である
10	その他（具体的に：_____）
11	知っているものはない・わからない

(2) 依存症対策に関する相談窓口及び支援機関の認知度について

問 67 依存症について、本人や家族が相談できる場所（相談機関）として次のうち知っているものをお答えください。

【複数選択可：いくつでも】

1	医療機関（病院や診療所など）	⇒問 68 へ
2	公的機関（保健センター・こころの健康センター、保護観察所など）	
3	自助グループ（依存症の本人やその家族の組織）	
4	自助グループ以外の民間支援団体（回復施設など）	
5	法律専門機関（法テラス、大阪司法書士会など）	
6	その他（具体的に：_____）	⇒問 69 へ
7	知っているものはない・わからない	

問 68 問 67 で 1～6 と回答された方に伺います。あなたが依存症の相談機関を知ったきっかけについて、あてはまるものをお答えください。

【複数選択可：いくつでも】

1	広報紙（広報さかい等）
2	テレビ・ラジオ
3	新聞・雑誌
4	イベント・セミナー
5	パンフレット・ポスター・チラシ
6	ホームページ・インターネット
7	Twitter
8	Facebook
9	SNS（Twitter、Facebook 以外）
10	家族・友人・知人
11	職場
12	学校
13	その他（具体的に：_____）
14	覚えていない・わからない

問 69 あなたやあなたの家族が依存症かもしれないと思ったとき、相談機関を知っていたら相談しますか。

【選択は 1 つ】

1	相談する	⇒問 71 へ
2	相談しない	⇒問 70 へ

問 70 問 69 で「2 相談しない」と回答された方に伺います。相談しない理由にあてはまるものをお答えください。

【複数選択可：いくつでも】

1	相談をすることが恥ずかしいから
2	相談する必要性を感じないから
3	自分（家族）の力で治せると思うから
4	依存症であると認めたくないから
5	相談にいく時間がないから
6	お金がかかるかもしれないから
7	近所の人（周囲）に知られるかもしれないから
8	相談機関の対応に不安があるから（通報されるのでは、強制的にやめさせられるのでは等）
9	その他（具体的に：_____）
10	特に理由はない
11	わからない

5. 文化芸術について

＜説明（アンケートにお答えいただく前に、必ずお読みください。）＞

このアンケートにおいて「文化芸術活動」とは、下記の対象となる分野における活動をさすものとします。

＜対象となる分野＞

音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画などのメディア芸術（映画、漫画、アニメーションなど）、芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）、華道、書道、歴史文化資源など

＜活動例＞

- ・ホール、劇場、映画館、美術館、博物館、文学館などで開催された文化芸術を鑑賞する活動（Web で開催されたものを含む）
- ・対象分野の作品を創作したり、イベントを開催したりする活動
- ・対象分野についての習い事への参加
- ・地域の芸能や祭りへの参加
- ・文化芸術活動を支援するボランティア活動への参加 など

（１）本市の文化的環境について

＜本市の文化的環境に対する満足度＞

問 71 本市の文化的環境（鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的まちなみの保存・整備など）に満足していますか。 **【選択は 1 つ】**

1	満足している
2	ほぼ満足している
3	やや不満である
4	不満である

（２）文化芸術活動について

＜文化芸術活動のしやすさ＞

問 72 本市は、文化芸術の鑑賞や創作、参加などの文化芸術活動をしやすいまちであると思いますか。 **【選択は 1 つ】**

1	そう思う
2	ある程度はそう思う
3	あまりそう思わない
4	全くそう思わない

＜文化芸術活動の実施の有無＞

問 73 この 1 年間に、文化芸術の鑑賞や創作、参加などの文化芸術活動をしましたか。 **【選択は 1 つ】**

1	活動した	⇒問 74 へ
2	新型コロナウイルス感染症の影響により活動しなかった（できなかった）	⇒問 76 へ
3	新型コロナウイルス感染症以外の理由により活動しなかった（できなかった）	⇒問 75 へ

「文化芸術活動を通じた国際交流の有無」

問 74 問 73 で「1 活動した」と回答された方に伺います。

文化芸術活動を通じ、海外の人たちと交流しましたか。

【選択は 1 つ】

1	交流した	⇒問 76 へ
2	新型コロナウイルス感染症の影響により交流しなかった（できなかった）	
3	新型コロナウイルス感染症以外の理由により交流しなかった（できなかった）	

「文化芸術活動をしらない理由」

問 75 問 73 で「3 新型コロナウイルス感染症以外の理由により活動しなかった（できなかった）」と回答された方に伺います。

活動しなかった（できなかった）主な理由は何ですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	費用がかかるから
2	身近なところに施設や場所がないから
3	きっかけがないから
4	仕事や家事が忙しくて時間がないから
5	自分の希望に合う講座や教室などがない、あるいは講座や教室などが行われる時期・時間が合わないから
6	子どもや親などの世話をしてくれる人がいないから
7	必要な情報（内容・時間・場所・費用）がなかなか入手できないから
8	身近なところにある施設が使いにくいから
9	魅力的な事業がないから
10	文化芸術活動に興味がないから
11	その他（具体的に：_____）

（3）本市の歴史文化資源と文化芸術事業について

「堺の歴史文化資源に対する誇りの有無」

問 76 堺の歴史文化資源に誇りを持っていますか。

【選択は 1 つ】

1	誇りを持っている	⇒問 77 へ
2	誇りを持っていない	⇒問 78 へ
3	堺の歴史文化資源として何があるか知らない	

「世界に誇れる堺の歴史文化資源」

問 77 問 76 で「1 誇りを持っている」と回答された方に伺います。

堺の文化の中で、世界に誇れると思う歴史文化資源はどれですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群
2	千利休、与謝野晶子、阪田三吉、行基、河内慧海など堺ゆかりの先人達
3	だんじり、ふとん太鼓、こおどり、やっさいほっさい、お渡りなどの地域の祭礼
4	鉄砲鍛冶屋敷、山口家住宅などの歴史的建造物
5	南宗寺、妙國寺をはじめとする寺社仏閣
6	アルフォンソ・ミュシャコレクションをはじめとする本市の所蔵美術作品
7	堺シティオペラ、大阪交響楽団をはじめとする文化芸術団体
8	堺市ゆかりのアーティスト（具体的に：_____）
9	堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）
10	さかい利品の杜
11	その他（具体的に：_____）

「本市の文化芸術事業の認知度」

問 78 本市では次のような文化芸術事業を行っていますが、知っている事業はどれですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	堺市展（公募美術展）
2	阪田三吉名人杯将棋大会（阪田三吉を顕彰する歴史あるアマチュア将棋大会）
3	アルフォンス・ミュシャ作品の展示（堺市立文化館での作品展示）
4	本市所蔵美術作品展（美術作品の展覧会）
5	本市所蔵の福助人形の展示公開
6	まちなかコンサート（市内の公共施設や商業施設におけるコンサート）
7	VIEW21 コンサート（堺市役所 21 階展望ロビーで開催するコンサート）
8	さかいミーツアート（市内小中学校に芸術家を派遣し多様なアートプログラムを実施）
9	アートスタートプログラム（未就学児を対象としたアート体験）
10	堺市少年少女合唱団・堺リープズハーモニー合同定期演奏会（堺市少年少女合唱団・堺リープズハーモニーによるコンサート）
11	堺市新人演奏会（クラシック音楽界の未来を担う新人音楽家による演奏会）
12	与謝野晶子顕彰事業（与謝野晶子倶楽部が開催する短歌大会や短歌セミナー、フォーラム、講座）
13	堺文化財特別公開（妙國寺や南宗寺等の文化財の特別公開）
14	堺市文化芸術活動応援補助金
15	堺アーツカウンシルによる文化芸術活動支援（相談受付、勉強会の開催等）
16	堺おもてなし茶会（区役所ロビー等で実施しているお茶会）
17	その他（具体的に：_____）
18	知っている事業はない

（４）文化芸術に関する施設の利用について

「文化芸術に関する施設利用」

問 79 直近 1 年間に文化芸術に関する施設（問 80 参照）を利用しましたか。

【選択は 1 つ】

1	利用した	⇒問 80 へ
2	利用していない	⇒問 81 へ

問 80 問 79 で「1 利用した」と回答された方に伺います。本市にある次の施設のうち、直近 1 年間に利用した施設はどれですか。

【複数選択可：いくつでも】

1	堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺）	⇒問 82 へ
2	堺市立文化館（堺 アルフォンス・ミュシャ館、ギャラリー）	
3	中文化会館（ソフィア堺）	
4	西文化会館（ウェスティ）	
5	梅文化会館	
6	東文化会館	
7	美原文化会館（アルテベル）	
8	堺市産業振興センター	
9	堺市立勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺）	
10	その他（具体的に：_____）	

問 81 問 79 で「2 利用していない」と回答された方に伺います。施設を利用しなかった理由をお答えください。

【複数選択可：いくつでも】

1	新型コロナウイルス感染症の影響で利用する機会がなかった
2	施設使用料、観覧料等が高い
3	希望する日時がとれない
4	施設窓口に申し込みに行くのが手間
5	興味のある公演や文化活動等がない
6	その他（具体的に： _____）

6. 広聴活動について

(1) 広聴について

本市では、市民ニーズを的確に把握するため、「市政への提案箱」や「パブリックコメント制度」などの個別広聴や「市政モニター」による調査広聴など、様々な広聴事業に取り組んでいます。

「市政への提案箱」の認知度

問 82 本市では、市政に関する提案などを募集するために、「市政への提案箱」専用ポストを区役所や図書館等の市施設 30 か所に設置したり、市ホームページに投稿フォームを掲載していますが、そのことを知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	知っており、投稿したことがある
2	知っているが、投稿したことはない
3	知らない

「パブリックコメント制度」の認知度

問 83 パブリックコメント制度※を知っていますか。

【選択は 1 つ】

1	知っており、意見を提出したことがある	⇒問 85 へ
2	知っているが、意見を提出したことはない	⇒問 84 へ
3	知らない	⇒問 85 へ

※パブリックコメント制度とは、市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画などを立案する過程において、これらの案の趣旨、内容等を公表し、その案について市民の皆様から提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きのことです。

「パブリックコメント制度」で意見を提出しない理由

問 84 問 83 で「2 知っているが、意見を提出したことはない」と回答された方に伺います。

パブリックコメント制度を利用して意見を提出したことがないのはなぜですか。 【複数選択可：いくつでも】

1	意見を募集していることに気付かなかったから
2	興味や関心のある分野ではなかったから
3	特に意見がなかったから
4	意見を出す方法がわからなかったから
5	自分の意見が反映されると思わなかったから
6	時間がなかったから
7	その他（具体的に： ）

(2)「市民の声」の公表について

市政情報課では、広く市民の方に周知することを目的として、市民の皆様から日々寄せられる提案・意見などの要旨とそれに対する市の考え方を市ホームページの「市民の声 Q&A」で掲載しています。

«「市民の声 Q&A」の認知度»

問 85 「市ホームページ」に市民の皆様から寄せられた提案・意見などの要旨とそれに対する市の考え方が「市民の声 Q&A」として掲載されていることをご存じですか。 【選択は 1 つ】

1	知っており、見たことがある	⇒問 86 へ
2	知っているが、見たことはない	⇒問 87 へ
3	知っているが、見ようとは思わない	
4	知らなかったが、見てみたい	
5	知らなかったし、見たいとも思わない	

«「市民の声 Q&A」の理解度»

問 86 問 85 で「1 知っており、見たことがある」と回答された方に伺います。

「市民の声 Q&A」をご覧になって、市の考え方を理解できましたか。

なお、この設問は、市の考え方の内容への賛否ではなく、書かれている文章の分かりやすさや理解度をお尋ねするものです。 【選択は 1 つ】

1	よく理解できた
2	理解できた
3	あまり理解できなかった
4	理解できなかった

問 87 今回の市政モニターアンケートを通じて、市政への関心は高まりましたか。 【選択は 1 つ】

1	かなり高まった
2	やや高まった
3	あまり高まらなかった
4	高まらなかった

ご協力ありがとうございました。